

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月4日

【会社名】 鈴与シンワート株式会社

【英訳名】 SUZUYO SHINWART CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田裕一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目1番23号

【電話番号】 03-5440-2800（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役シェアードサービスカンパニー長 佐津川 吉秀

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目1番23号

【電話番号】 03-5440-2800（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役シェアードサービスカンパニー長 佐津川 吉秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第69期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金2円50銭 総額36,779,743円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設・削除等の変更を行う。

業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とする変更を行う。

その他、上記の変更に伴う所要の変更を行う。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じる。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、池田裕一、中山明久、佐津川吉秀、吉川和憲、道田隆典、笠原茂、高山秀一、平野文康、上野山英樹および國安雅弘の10氏を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、佐藤滋美、河合健一および小川安彦の3氏を選任する。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1億200万円以内と定める。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額360万円以内と定める。

#### 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役の香月恒弘氏、退任監査役の稲村嘉彦、小路正夫および河合健一の3氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議結果 (賛成割合)
第1号議案	11,795	2	0	(注)1	可決 (99.9%)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議結果 (賛成割合)
第2号議案	11,795	2	0	(注)2	可決 (99.9%)
第3号議案					
池田裕一	11,785	12	0	(注)3	可決 (99.8%)
中山明久	11,785	12	0		可決 (99.8%)
佐津川吉秀	11,785	12	0		可決 (99.8%)
吉川和憲	11,786	11	0		可決 (99.9%)
道田隆典	11,785	12	0		可決 (99.8%)
笠原茂	11,785	12	0		可決 (99.8%)
高山秀一	11,786	11	0		可決 (99.9%)
平野文康	11,786	11	0		可決 (99.9%)
上野山英樹	11,785	12	0		可決 (99.8%)
國安雅弘	11,786	11	0		可決 (99.9%)
第4号議案					
佐藤滋美	11,792	5	0	(注)3	可決 (99.9%)
河合健一	11,792	5	0		可決 (99.9%)
小川安彦	11,792	5	0		可決 (99.9%)
第5号議案	11,791	6	0	(注)1	可決 (99.9%)
第6号議案	11,792	5	0	(注)1	可決 (99.9%)
第7号議案	11,779	18	0	(注)1	可決 (99.8%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。